

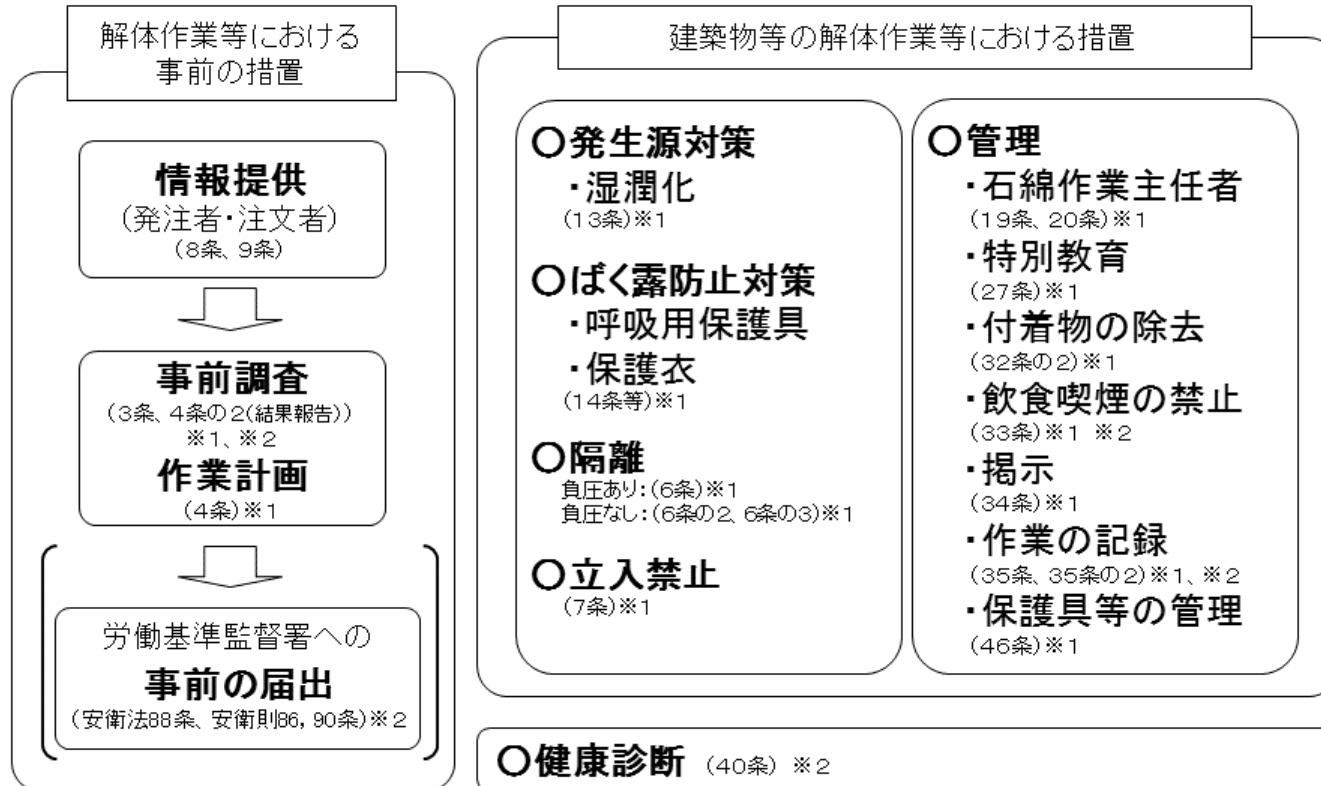
アスベスト関係法令説明会

労働安全衛生法及び石綿障害予防規則の改正について

沖縄労働局那覇労働基準監督署安全衛生課



石綿障害予防規則の概要（改正後：建築物等の解体・改修作業）



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

アスベスト対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 －飛散・ばく露防止対策を中心として－（平成28年5月総務省） (抜粋)

今回、調査対象16県（注）内で平成22年4月から27年7月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが**52件確認**された。

（注）北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計16県。

（中略）

なお、52件のうち**41件**は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる**無届出**による解体等工事であり、また**29件**（うち、無届出24件）は、**アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められる**など、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。

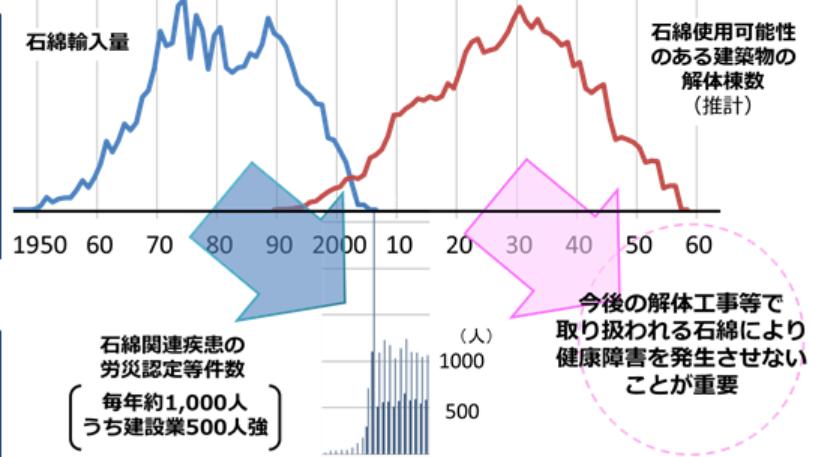
レベル3建材規制を実施している県市では、（中略）また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、（中略）**届出のあつた箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後にも及んでおり**（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている（注）。

（注）上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

労働者の石綿健康障害防止対策の課題と対応

現状と課題

- ・過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- ・石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- ・今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要



労働安全衛生法第6条に基づく
「第13次労働災害防止計画」において
石綿対策の強化を盛り込んだ
(平成30年2月厚生労働大臣決定)

第13次労働災害防止計画（抜粋）（計画期間：2018年度～2022年度）

- 石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討
 - ・建築物の解体等作業において石綿に関する事前調査を行う者の要件について検討
 - ・建材中の石綿含有分析を行う者の要件について検討
- 石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による石綿把握漏れ防止を徹底
 - 〔これまで石綿含有の吹きつけ材、保温材・耐火被覆材・断熱材等がある解体改修現場のみ届出を義務づけていたが、石綿の有無にかかわらず、石綿が含まれている可能性が高い建築物の解体改修工事は労働基準監督署への届出の義務づけを検討し、必要に応じて、事業者の石綿把握漏れが疑われる現場への立入りを実施〕
- 石綿ばく露防止措置を講じない事業者、解体工事の発注者等への対応策の検討 等

石綿障害予防規則等の改正のポイント

改正前			改正後		
	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
レベル1 石綿含有吹付け材 				レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前			レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 				けい酸カルシウム板1種 ^{※2} （破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
				レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔離をする作業に係る措置の強化

- ・隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）をする作業に係る措置の新設

- ・けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 他の作業に係る措置の強化

- ・石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

1 解体・改修工事開始前の調査（第3条）

事前調査の方法の明確化

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならないこととする。
※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。
※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。
- 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などすでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限る）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用することとする。

事前調査を行う者の要件の新設

- 建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

<石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）>

厚生労働大臣が定める者は以下のとおりとする。

- (1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程登録規程※に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
 - [一般建築物石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]
 - ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）※労働安全衛生法その他関係法令、石綿関連疾患等
 - ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）※大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスクコミュニケーション等
 - ③石綿含有建材の建築図面調査（4時間）
 - ④現地調査の実際と留意点（4時間）
 - ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）
- (2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
上記(1)の者及び登録規程※に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
 - [一戸建て等石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]
 - ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）
 - ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）
 - ③戸建て住宅及び共同住宅の専有部分における石綿含有建材の調査（1時間）
 - ④現地調査の実際と留意点（3時間）
 - ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

分析調査を行う者の要件の新設

- 分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

<石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）>

厚生労働大臣が定める者は、以下の①から③までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。

- ①分析の意義及び関係法令（0.75時間）
- ②鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識（3時間）
- ③分析方法の原理と分析機器の取扱方法（3時間）

事前調査及び分析調査の結果の記録等

- 事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければならないこととする。

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大（労働安全衛生規則第90条）

■ 以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

<現行>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



<改正後>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（第4条の2）

- 以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならないこととする。 ※紙での届出も可

<届出が必要な工事>

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ③ 請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（銅製のものに限る）の解体又は改修工事（※R4.1.13省令第3号により追加）

<届出事項> ※紙で届け出る場合の届出イメージは次ページのとおり

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

<石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）>

届出が必要な特定の工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの）は以下のものとする。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・トンネルの天井板、プラットホームの上部、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・軽量盛土保護パネル

事前調査結果等報告（一部抜粋）

元 方 事 業 者 に 関 す る 事 項	事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号	
	作業場所の住所				工事の名称						
	工事の概要						建築物又は工作物の新築工事の着工日		西暦 年 月 日		
	建築物又は工作物の構造の概要					解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日～年 月 日			
	解体工事を行う床面積の合計	m ²		解体工事又は改修工事の請負金額			円		事前調査の終了年月日		西暦 年 月 日
	事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の 場合に限る。)	氏名	分析による調査を 実施した者			氏名	作業に係る 石綿作業主任者 の氏名				
	練習実施機関 の名称	練習実施機関の名称				氏名					

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠			作業の種類			切断等の作業の有無			作業時の状況		
	有	みなし	無	①目視、②設計図書(④を除く。)	③分析、④材料製造者による説明	⑤材料の製造年月日	除去	封じ込め	囲い込み	有	無	①食塩隔離、②隔離(食塩なし)、 ③逐漸化、④呼吸用保護具の使用			
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧			<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥							
保溫材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧			<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥							
遮熱断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧			<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥							
重複用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧			<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥							
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム被覆2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧			<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥							
スレート被紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
重複用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
けい酸カルシウム被覆1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
押出成形セメント紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
パルプセメント紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
繊維系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
石膏ボード／ロックウール吸音天花板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①②③④⑤⑥⑦⑧								①②③④⑤⑥			

Q

報告が必要な「解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事」ほか3工事以外の工事において、事前調査は必要でしょうか？

A

前述の報告が必要な4工事については、報告が必要となる基準であって、床面積・請負金額にかかわらず、建築物の解体・改修工事は原則事前調査が必要です（石綿則第3条）。

つまり、事前調査結果の報告対象とならない工作物についても原則事前調査は必要という理解になります。

Q

石綿全面禁止日（着工日等が平成18年(2006年)9月1日）以後の建築物・工作物・船舶に係る工事についても報告は必要ですか？

A

石綿がない場合であっても報告は必要です。

なお、「事前調査の対象とならない作業」(令和2年8月4日付
け基発0804第8号)に基づき事前調査を行わなかったものにつ
いての報告は不要となります。

(参考) 「事前調査の対象とならない作業」(令和2年8月4日付け基発0804第8号)

(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(エ) 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から kまでの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査

結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物
並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用
されていないことが確認された o の船舶の解体・改修の作業。

(※a～o 省略)

Q

同一の工事を複数の事業者で請け負っていますが、どの事業者が事前調査結果報告を行うこととなりますか？

A

元請事業者が複数事業者分をまとめて報告することとなります。

Q

法的に報告が必要となる項目は何ですか？

A

石綿則第4条の2第2項のとおりとなります。

なお、①建築物・工作物・船舶のいずれの工事か、②新築工事の着工日が2006年9月1日以降か否か、③事前調査者の資格要件の施行(2023年10月1日)の前後、④石綿の有無 等にいよって報告項目が異なりますので、ご留意ください。

(参考) 石綿障害予防規則第4条の2第2項

前項（※石綿障害予防規則第4条第1項）の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。

- 一 第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号
- 二 解体工事又は改修工事の実施期間
- 三 前項第一号に掲げる工事にあっては、当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計
- 四 前項第二号又は第三号に掲げる作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
- 五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要
- 六 前条第一項に規定する作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
- 七 材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

報告様式（建築物の例）

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

必須項目黄色セル：建築物の工事（新築工事の着工年月日が2006年8月31日以前の場合）

事前調査結果等報告

元方事業者の情報											
事業者の名称				事業者の代表者氏名	※システムでは裏面の代表者職氏名欄に転記されるため、任意で職名も求めている						
担当者のメールアドレス	※任意			事業者の電話番号	—						
事業者の住所	郵便番号	—	—								
	都道府県・市区町村名等										
	住所（続き）										
工事現場の情報											
元方事業者に関する事項	都道府県	— 所掌	— 管轄	— 基幹番号	— 枝番号						
	労働保険番号	—	—	—	—						
	郵便番号	—	—	—	—						
作業場所の住所	都道府県・市区町村名等										
	住所（続き）										
	工事の名称										
工事の概要											
建築物等の概要											
延べ床面積	建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日	西暦 年 月 日	構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> S造	<input type="checkbox"/> その他	耐火	<input type="checkbox"/> 耐火	<input type="checkbox"/> 準耐火	<input type="checkbox"/> その他
	m ²	階数（地上階）	階建	階数（地下階）	…	階建					
	その他工作物・船舶 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ポイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 燃却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 变電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備									
送電設備		<input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 船舶									
解体工事を行う床面積の合計		・建築物の解体工事の場合、床面積が必須 ・建築物の改修工事の場合、請負金額が必須		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日	～	西暦 年 月 日			
解体工事又は改修工事の請負金額				万円	石縫に関する作業の開始時期	西暦 年 月 曜					
事前調査の終了年月日		西暦 年 月 日									
事前調査を実施した者											
氏名		※解体工事又は改修工事の実施期間、又は報告書が2023年10月1日以降の場合必須 (元方事業者の労働者であるか否かを問わない)		講習実施機関の名称		※解体工事又は改修工事の実施期間、又は報告書が2023年10月1日以降の場合必須 (元方事業者の労働者であるか否かを問わない)					
分析調査を実施した者		※分析を実施した場合であって、解体工事又は改修工事の実施期間、 又は報告書が2023年10月1日以降の場合に記載される		講習実施機関の名称		※分析を実施した場合であって、解体工事又は改修工事の実施期間、 又は報告書が2023年10月1日以降の場合に記載される					
作業に係る石縫作業主任者											
氏名		※石縫使用の有無で、1つ以上「有」又は「みなし」があれば。 元方・下記の最初1つ以上の欄に記入が必要									

様式第1号（第4条の2関係）（表面統き）

下請事業者がいる場合には、以下の項目が必須。なお、石綿作業に係る下請事業者のみの記載で足りる
事前調査結果等報告

請負事業者に関する事項	請負事業者情報	
	事業者の名称	事業者の電話番号
	労働保険番号	都道府県：一 所掌 一 管轄 一 基幹番号 一 技番号
	<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input checked="" type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ	← チェック又は番号の記載があること
	事業者の住所	郵便番号 都道府県・市区町村名等
	住所(続き)	
	事前調査を実施した者の氏名	※下請事業者の労働者が調査者である場合には、元方の欄に加えて該当する下請事業者の欄にも記載
	分析調査を実施した者の氏名	事前調査を実施した者の調査実施機関の名称 ※下請事業者の労働者が調査者である場合には、元方の欄に加えて該当する下請事業者の欄にも記載
	作業に係る石綿作業主任者の氏名	※石綿使用の有無で、1つ以上「有」又は「みなし」があれば、元方・下請の最低1つ以上の欄に記入が必要
	請負事業者情報	
事業者の名称	事業者の電話番号	
労働保険番号	都道府県：一 所掌 一 管轄 一 基幹番号 一 技番号	
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input checked="" type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ		
事業者の住所	郵便番号 都道府県・市区町村名等	
住所(続き)		
事前調査を実施した者の氏名	事前調査を実施した者の調査実施機関の名称	
分析調査を実施した者の氏名	分析調査を実施した者の調査実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者の氏名		
請負事業者情報		
事業者の名称	事業者の電話番号	
労働保険番号	都道府県：一 所掌 一 管轄 一 基幹番号 一 技番号	
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input checked="" type="checkbox"/> 元方(元請) 事業と同じ		
事業者の住所	郵便番号 都道府県・市区町村名等	
住所(続き)		
事前調査を実施した者の氏名	事前調査を実施した者の調査実施機関の名称	
分析調査を実施した者の氏名	分析調査を実施した者の調査実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者の氏名		

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

事前調査結果等報告

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無い場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔壁 ②隔壁（負圧なし） ③遮断化 ④呼吸用保護具の使用	
		有	みなし	無		除去	封じ込め	圓い込み	有	無		
	吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	
	保湿材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	
	煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	
	屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	少なくとも1種類以上の材料種類について記載があること （吹付け材～ロックウール吸音天井板までの欄に該当する作業対象材料がない場合には、その他の材料が選択されていることが必要。なお、作業対象ではない材料については入力・選択しない）						
	仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	・石綿使用が「無」の場合、石綿なしと判断した根拠が必須。						
	スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	・石綿使用が「有」「みなし」の場合、作業の種類（吹付け材～耐火被覆材までに限る）、切断等の有無が必須						
	スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	（※作業時の措置については、通常は何かしら選択されることが想定されるが、いずれの措置にも該当しない場合があるので必ずしも必須ではない（この場合には法令違反がないかよく確認すること））						
	屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	・石綿使用が「有」「みなし」の場合、作業の種類（吹付け材～耐火被覆材までに限る）、切断等の有無が必須						
	けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	（※作業時の措置については、通常は何かしら選択されることが想定されるが、いずれの措置にも該当しない場合があるので必ずしも必須ではない（この場合には法令違反がないかよく確認すること））						
	押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	・石綿使用が「有」「みなし」の場合、作業の種類（吹付け材～耐火被覆材までに限る）、切断等の有無が必須						
	バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	（※作業時の措置については、通常は何かしら選択されることが想定されるが、いずれの措置にも該当しない場合があるので必ずしも必須ではない（この場合には法令違反がないかよく確認すること））						
	ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	・石綿使用が「有」「みなし」の場合、作業の種類（吹付け材～耐火被覆材までに限る）、切断等の有無が必須						
	窓枠系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	（※作業時の措置については、通常は何かしら選択されることが想定されるが、いずれの措置にも該当しない場合があるので必ずしも必須ではない（この場合には法令違反がないかよく確認すること））						
	石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□	・石綿使用が「有」「みなし」の場合、作業の種類（吹付け材～耐火被覆材までに限る）、切断等の有無が必須						
	ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	▶		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	
	その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	▶		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	

年　月　日　※システムでは自動入力されるので、入力不要

労働基準監督署長 様

事業者識氏名

※システムでは代表者氏名が自動転記されるので、入力不要

備考

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に拘する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスペクト診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 裏面の記載は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているもののみならず、該当するものが複数ある場合には、「みなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿(せん)孔、研磨等を行なう作業の有無について記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化（第6条）

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。
＜集じん・排気装置の点検＞
 - ・集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならないこととする。
- 負圧の点検
・作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこととする。
- 石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならないこととする。
※石綿等に関する知識を有する者・・・石綿則3条4項に規定する厚生労働大臣が定める者（建築物に係るものに限る）又は当該作業に係る石綿作業主任者

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設（第6条の2）

- 石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板第1種*を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。
※特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして、石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）において、けい酸カルシウム板第1種を規定している。

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）

- 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

5 その他の作業に係る措置の強化

石綿含有成形品に対する措置の強化（第6条の2）

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、切断等以外の方法により作業を実施しなければならないこととする。

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（第13条）

- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならないこととする。

6 作業の記録

労働者ごとの作業の記録項目の追加（第35条）

保護具の使用状況も含めて、作業の実施状況について文章等による簡潔な記載による記録で足りる

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える。
〔監督署に報告した事前調査結果の写しで足りる〕

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化（第35条の2）

- 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならないこととする。

- ①掲示・表示（事前調査の概要、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿等を取り扱う作業場である旨等の掲示）
- ②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、排気口からの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離解除前の確認の実施状況等（負圧隔離を要する作業を行う場合に限る）
- ③作業計画に示されている作業の方法、石綿粉じんの発散・抑制方法、石綿ばく露防止の方法のとおりに作業が行われたことが確認できる記録（湿潤化、保護具の使用状況等。作業を行う部屋や階が変わることに記録が必要）
- ④除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器・包装、当該容器等への表示、保管の状況

7 発注者による配慮 (第8条)

- 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう配慮しなければならないこととする。

参考：発注者向けリーフレット

解体・改修工事を発注する皆さまへ

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
 - ・工事の費用（契約金額）
 - ・工期
 - ・作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度 7月	令和3年度 10月	令和4年度 4月	令和5年度 4月	令和5年度 10月
事前調査方法の明確化	改正石綿則・安衛則の公布	周知	令和3年4月施行		
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行		
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）		令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行		
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行		
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発	令和4年4月施行		
負圧隔壁を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行		
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行		
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行		
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行		
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行		
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行		
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行		

関係省令・告示等一覧 (R2.2.1時点)

【省令・告示・指針】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日厚生労働省令第134号)
- ・石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
(令和2年7月27日厚生労働省告示第276号)
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等
(令和2年7月27日厚生労働省告示第277号)
- ・石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
(令和2年7月27日厚生労働省告示第278号)
- ・石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
(令和2年7月27日厚生労働省告示第279号)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(令和2年7月1日改正厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日技術上の指針公示第22号)

【通知】

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について(令和2年7月1日基発0701第11号)
- ・**石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日基発0804第8号)**
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的な事項について
(令和2年9月1日基発0901第10号)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について(令和2年10月6日基発1006第2号)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について(令和2年10月20日基発1020第4号)
- ・**石綿障害予防規則の解説について(令和2年10月28日基発1028第1号)**

石綿総合情報ポータルサイト (厚生労働省委託事業)

- 令和2年7月に改正した石綿障害予防規則など石綿関係法令に基づく石綿対策を事業者、作業者、一般の方のカテゴリ別に情報を掲載。
- サイトトップ画面では、石綿対策は建設工事を行う方だけの問題ではなく、工事を発注する方や建物のオーナーの方などにも協力いただきながら進める必要があることを訴えるイラストのほか、省令改正のポイント、施行スケジュールを掲載。

トップ画面

石綿対策は
“みなさま”に関わる
問題です

サイトマップ

- [トップ](#)
- [解体・改修工事を発注するみなさまへ](#)
- [工事の元請業者のみなさまへ](#)
- [改修・リフォーム業者のみなさまへ](#)
- [解体業者のみなさまへ](#)
- [解体・改修作業に従事するみなさまへ](#)
- [工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ](#)
- [お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ](#)
- △
 - [講習会のご案内](#)
 - [配布物のご案内](#)
 - [リンク集](#)
 - [補助金制度について](#)

事業者向け・作業者向け・発注者向け等のページを作成

石綿ばく露防止のためのチェックリスト
詳しくは専用サイトへ → www.ishiwata.mhlw.go.jp

石綿作業主任者のみなさまへ

石綿作業主任者

事前調査結果把握しましたか

事前調査結果(石綿取扱場所)

作業員の適正

作業前、作業中

周囲削除跡に

作業の実態状況

作業従事者のみなさまへ

石綿の特殊健康診断(6カ月以内ごとに1回)を受診していますか

石綿の特別教育は受講しましたか

事前調査の結果は周示等で確認しましたか

マスク(呼吸用保護具)を正しく装着していますか

作業にあたって、建材を湿潤な状態にしましたか

作業場内から出るときに十分な洗身を行っていますか

使用済みの保護衣を蓋のある容器等に廃棄しましたか

作業者・作業主任者向けカード資料

各都道府県労働局に登録された建築物石綿含有建材調査者講習機関を隨時更新

石綿総合情報ポータルサイト <http://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

参考資料（一例）

	<p>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい 防止対策徹底マニュアル(令和3年3月) 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、 環境省水・大気環境局大気環境課</p>
	<p>石綿障害予防規則の解説(令和2年10月28日) 厚生労働省労働基準局</p>
	<p>令和2年8月4日付け基発0804第8号 「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」 厚生労働省労働基準局長</p>
	<p>令和4年1月13日付け基発0113第1号 「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」 厚生労働省労働基準局長</p>